令和８年８月　砥部町教育委員会　定例会　議事録

日　　時	令和８年８月25日（火）10時00分	
場　　所	砥部町中央公民館　３階　視聴覚室	
出 席 者	大江　章吾	教育長
	篠原　弘康	教育委員
	壽野　章子	教育委員
	佐川　恵子	教育委員
	松永　泰	教育委員
事務局職員	松田　勲	学校教育課長
	山本　勝彦	社会教育課長
	伊達　定真	子育て支援課長
	東　勝之	学校教育課長補佐
	上本　隆弘	社会教育課長補佐
	安岡　敬祐	給食センター長
傍 聴 人	０人	

議事の大要　10時00分、教育長が委員全員の出席を確認。開会及び会議の成立を宣言。

会議時間を委員に諮り、12時00分までと決定。

議事録署名人に、松永委員、佐川委員を指名。

○前回議事録の報告･承認（7/24定例会）

○教育長報告

○議事

【議案第40号】　砥部町教育長に対する事務委任規則の一部改正について

【議案第41号】　砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

【議案第42号】　砥部町サークル活動実施要領の制定について

【議案第43号】　令和８年度砥部町一般会計補正予算（第４号）のうち教育費に関する意見聴取について

【議案第44号】　令和８年度【令和７年度事業】砥部町教育委員会点検評価報告書について

【議案第45号】　砥部町指定文化財の指定について

○その他

⑴　９月行事予定について

⑵　その他

11 時 21 分、教育長が閉会を宣言。

日程第 1　前回議事録の報告･承認

発　信　者	内　　容
東課長補佐	○前回議事録について説明 －質疑なし－
≪　承認　≫	

日程第 2　教育長報告

所　管	内　　容
学校教育課関係	⑴　7 月 30 日（火）に『地域部活動推進委員会』を中央公民館で行った。 ⑵　7 月 31 日（金）、8 月 3 日（月）･4 日（火）に『砥部町教育相談』を中央公民館で行った。 ⑶　8 月 6 日（木）･7 日（金）に『四国ブロック町村教育長協議会』が高知県高知市で行われ、教育長が出席した。 ⑷　8 月 10 日（月）～16 日（日）まで『学校閉庁』とした。 ⑸　8 月 21 日（金）に『砥部町議会臨時会』が開催された。 ⑹　8 月 24 日（月）に『校長会』を中央公民館で開催した。
社会教育課関係	⑴　8 月 1 日（土）に『砥部歴史探訪』を、講師を招き開催した。参加者等については資料のとおり。
中央公民館関係	⑴ 7 月 17 日（金）から『夏休み自習室』として中央公民館 2 階を開放している。7 月利用者については資料のとおり。 ⑵ 7 月 29 日（水）から 8 月 7 日（金）までで 4 回『夏休み書道教室』が開講された。参加者・対象者については資料のとおり。 ⑶ 7 月 29 日（水）から 8 月 19 日（水）までで 4 回、プロスポーツ団体による『スポーツ体験塾 in とべ』が開催された。団体･参加者･内容については資料のとおり。
質　疑　応　答	
	－質疑なし－

日程第３　議事

発　信　者	内　　容
【議案第 40 号】砥部町教育長に対する事務委任規則の一部改正について	
松田課長	○提案内容及び提案理由を説明。
壽野委員	・具体的にどういう事案が臨時代理に該当するのか。
松田課長	・8 月 21 日臨時議会で部活動地域展開に関する補正予算を議案で提出したが、急遽臨時議会の開催が決まったため、定例教育委員会で意見を伺う前に補正予算を提出した。このように会議を招集する時間的余裕がない場合、教育長が臨時代理するというもの。
壽野委員	・本来、緊急であっても集めていただき話ができるというのがあるべき形と感じており、「緊急」と「時間的余裕がない」の定義が曖昧で、重要事項なども全てを教育長が緊急で時間がないと判断したら進められると解釈できるところに少し不安を感じる部分がある。
松田課長	・ご指摘はもっともで、これを濫用するものではなく、原則教育委員会に諮る大前提は変わらない。よほど時間的余裕がないが緊急を要する場合に限る。なお臨時代理した案件について事後の定例会で必ず報告するので、不適切であればご指摘などご意見をいただきたい。
≪　可決　≫	

発　信　者	内　　容
【議案第 41 号】砥部町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について	
松田課長	○提案内容及び提案理由を説明。
松永委員	・要綱に「教育委員会は、申請があった場合は必要に応じ、ヒアリング、現地調査を行い、申請内容を審査し認定の可否を決定する」とあるが、教育委員が現地でヒアリング、調査を行うのか。どのような形になるか。
松田課長	・教育委員に、現地でヒアリングや調査をしていただくものではない。基本的に事務局が提出書類をもって審査・判断をするが、申請書類で分からない場合に代表者からヒアリングを行い、活動場所が公共施設でない場合など活動環境の確認に事務局が現地調査する場合を想定している。クラブ認定は教育長に委任された事務になるため、教育長が最終的な認定の決定をし、教育委員会で認定状況の報告をさせていただく形をとる予定。
篠原委員	・認定要件の適切な参加費の設定について、低廉な金額の目安や、基

	準となるものは定められているのか。
松田課長	・国が低廉な価格の例として、休日週1回の活動の場合、参加費として月額1,000円から3,000円程度を目安として示している。本町では、チェックリストで目安を1時間当たり250円程度と示しており、休日の活動時間上限3時間と休日月4日の活動で月額3,000円の参加費の設定になる。これは休日型クラブの場合であり、平日も含めた活動になれば、10,000円を超える価格設定であっても適切な価格として認められると想定している。
≪　可決　≫	

発　信　者	内　　容
【議案第42号】砥部町サークル活動実施要領の制定について	
松田課長	○提案内容及び提案理由を説明。あわせて臨時議会で提案可決された補正予算について説明。
壽野委員	・先行して実施している部活動の扱いはどうなるか。
松田課長	・クラブに対する助成については、認定されてからとなる。10月から認定の場合は、年額で計算した補助額の半額（6/12月）がクラブへ交付される。生徒に対する参加費助成については、認定されれば活動が始まった4月に遡って適用する。ただし、月額1,000円以上の参加費を支払っていた場合に限るので、1,000円未満の参加費を支払っていた期間は遡及補助対象とならない。
佐川委員	・人数加算の生徒数を申請する時期は。
松田課長	・基本的には5月時点の生徒数を想定している。4月新学期早々に新1年生が地域クラブに入ることはなく、5月頃に正式入会となり生徒数が確定する時期になるため。生徒数のカウントで3年生を含めていない。その理由として、総体をもって引退となる3年生を年額補助の加算対象に含めてしまうと、夏以降活動しないにもかかわらず、クラブへの補助額が過大になってしまうため、年間を通して活動する1・2年生の登録数を基準として算定することとした。
壽野委員	・以前の話し合いで、地域クラブだから3年生になってもやめなくていい、活動していいという話が出ていたと思うが。
松田課長	・先の説明はクラブ側に対する年間運営の助成で、生徒に対する参加費補助については3年生も対象とし、総体以降も参加費を支払い、活動を継続するのであれば半額助成する制度にしている。
篠原委員	・3年生が抜けることによって、1・2年生の人数が10人未満になってしまった場合の基本額の区分は。実質15人いるが、1・2年生だけだと9人になったような場合。

松田課長	・1・2年生の9人分として年間人数加算が計算される。残りの3年生の生徒については、個人への参加費補助は対象となる。
佐川委員	・小学6年生が中学校へ上がる段階、あるいは小学校への周知・説明についてはどのような準備を考えているか。
松田課長	・現在、町と学校のホームページで部活動の地域展開の情報を掲載している。小学6年生向けの周知・説明は、秋以降に中学校の入学説明会の段階で、学校から資料を配布するものと考えている。
壽野委員	・長期休暇中の平日部活動の扱いで、今回、バドミントンに関して曖昧なまま夏休みに入った。このあたりは、どうなっていたのか。
松田課長	・教育委員会としても事前に把握できておらず、委員から伺い事実確認を行った。地域クラブの休日型やサークル活動の場合、長期休暇中であっても、平日は学校の部活動として継続していくのは原則と考える。移行期間の原則は学校に対して徹底する。
篠原委員	・地域クラブがまだできていない種目については、移行期間の3年間は学校の先生が指導者として活動を継続するという話でよいか。認定クラブになる種目は、中学校としての部活動は設けないという認識でよいか。
松田課長	・クラブができた種目については、活動は地域クラブへ移行してもらうことになる。参加費を払ってまでクラブに入る希望はないが、平日だけでも学校で活動したいという生徒が一定数いる場合は、平日の部活動を学校に残すし、地域クラブも併存する形になる。
篠原委員	・見込みが全く立たない種目については、3年後には部活動自体が完全になくなってしまうということか。
松田課長	・現在クラブ化が見込めていない種目についても、これからスポーツ少年団やスポーツ協会等に積極的に働きかけていく。働きかけが功を奏しクラブができれば地域展開が進んでいくが、受け入れできる地域クラブがなければ、心苦しいが令和9年度総体以降は休日の活動はなくなり平日の活動のみになる。令和11年度以降は平日の活動も段階的に減らしていき、令和13年度末には学校は部活動の運営からは完全に撤退する。サークル活動の方は、学校の先生の強い意志で、教員とは別の立場で指導者となるため、人事異動や家庭の事情などで来年度は続けられないというようなことがあれば、その時点でサークル活動が廃止されることを、保護者や生徒にもご了承いただいたうえで参加してもらうことになる。
≪　可決　≫	

発　信　者	内　　容
【議案第 43 号】令和８年度砥部町一般会計補正予算（第４ 号）のうち教育費に関する意見聴取について	
松田課長、山本課長	○提案内容及び提案理由を説明。 －質疑なし－
≪　可決　≫	

発　信　者	内　　容
【議案第 44 号】令和８年度【令和７年度事業】砥部町教育委員会点検評価報告書について	
松田課長、山本課長	○提案内容及び提案理由を説明。
篠原委員	・資料の体裁について、ページによって文字の大きさや枠の幅が狭くなっているが、全体を綺麗に統一すべきでは。
松田課長	・体裁は統一すべき。しかし、１ページの用紙に収めようとすると、自動縮小がかかり、不揃いな文字サイズや幅ができてしまう。１ページの中に収め、縮小がないように文字を抑えたいところだが、各係によっては記載すべき内容が多くなってくる。体裁はチェック段階で平準化して修正すべきだったが、不十分だった点は速やかに修正する。
山本課長	・各事業によって記載ボリュームにばらつきがあることは以前からの課題ではあったが、いくつかの事業を統合して１つの評価シートにまとめて簡素化する工夫を始めている。今後も全体のフォーマットの見直しを含め、より見やすく読みやすい報告書になるよう、継続して改善に努めていく。
≪　可決　≫	

発　信　者	内　　容
【議案第 45 号】砥部町指定文化財の指定について	
山本課長	○提案内容及び提案理由説明。 －質疑なし－
≪　可決　≫	

日程第４　その他

発　信　者	内　　容
（1）９月行事予定について	
	○担当課から９月行事予定について説明。 －質疑なし－

発　信　者	内　　容
（2）その他	
篠原委員	・坂村真民記念館など、閉館などでなくなった施設の陶街道五十三次スタンプラリーの現状についての確認